

令和2年第2回
島尻消防組合7月臨時議会

議事録

令和2年7月16日(木)

令和2年第2回 島尻消防組合 7月臨時議会				1日目
招集月日	令和2年7月16日			
招集場所	島尻消防組合 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	本村 繁
時及び宣告	閉会	午後10時46分	議長	本村 繁
出席(応招)第2回臨時議会	議員番号	氏名		
	1番	新里 嘉		
	3番	米増 雄二		
	4番	仲間 光枝		
	2番	宮平 憲二		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		1番 新里 嘉	2番 宮平 憲二	
職務の為議場に出席した者		書記 仲村 常司		
地方自治法121条により説明の為議場に出席した者の職、氏名	管理者	瑞慶覧 長敏	予防課長	新里 昇昭
	副管理者	新垣 安弘	第一警備課長	新垣 聡
	消防長	屋比久 学	第二警備課長	新城 安照
	次長	比嘉 典夫	第三警備課長	平安名 勲
	署長兼警防課長	城間 功		
	総務課長	當銘 直之		
	会計管理者兼会計課長	島袋 清正		

令和2年 第2回島尻消防組合 7月臨時議会議事日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	七月十六日 (木)	会議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 管理者あいさつ 第4. 専決処分 令和元年度島尻消防組合一般会計補正予算(第4号)の承認を求めることについて 第5. 島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 第6. 島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 第7. 高規格救急車購入契約締結について 第8. 医療資機材購入契約締結について 第9. 令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について

会 期 令和2年7月16日(木) 1日間

令和2年 第2回島尻消防組合 7月臨時議会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		管理者あいさつ	
第4	承認第1号	令和元年度島尻消防組合一般会計補正予算(第4号)の承認を求めることについて	
第5	議案第5号	島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
第6	議案第6号	島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	
第7	議案第7号	高規格救急車購入契約締結について	
第8	議案第8号	医療資機材購入契約締結について	
第9	議案第9号	令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について	

令和2年第2回島尻消防組合臨時会

午前10時00分

議長（本村 繁）

これより令和2年第2回島尻消防組合7月臨時議会を開会したいと思います。

諸般の報告を行います。

管理者より承認第1号「令和元年度島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）の承認認定」、議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「高規格救急車購入契約締結について」、議案第8号「医療資機材購入契約締結について」、議案第9号「令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」、6件の議案が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してありますとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定により、会議録員は1番新里嘉議員、2番宮平憲二議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は7月16日の1日間と決定致します。

日程第三、臨時議会招集にあたっての管理者あいさつを受けたいと思います。

管理者（瑞慶覧長敏）

おはようございます。挨拶に先立ちまして、この度、九州地方を中心に発生した令和2年7月豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表し、行方不明者の一日も早い救出、被災地の復旧・復興をお祈り致します。また、全世界で新型コロナウイルス感染症が未だ拡大をしております。沖縄県内も第2波が迫っており予断を許さない状況となっております。これまで医療の最前線で患者さんの治療に尽力されている医療従事者の皆様に、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。また、残念ながら感染によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、罹患された全ての皆様に対し一日も早いご快復をお祈り申し上げます。

さて、令和2年第2回島尻消防組合臨時議会を本日招集致しましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。

令和2年度がスタートし、早3カ月が経過しました。今年度はこれまでに経験したことのないコロナ禍により、全世界の活動が停滞に追い込まれ、本県もその影響は大きく基幹産業の観光部門については、4月、5月の観光客数は約12万人で前年比マイナス90%となっております。南城市、八重瀬町に措きましても、新型コロナウイルス感染症対策により、三密を避けるため、5月の大型

連休でのイベントや各地のハーリー行事も中止となりました。管内ではこれまで、7件のコロナ感染症疑いの救急搬送はありましたが、陽性患者は病院施設からの転院搬送の1件となっております。第2波に向けても準備を怠らず、万全の体制で消防業務を運営していきたいと考えております。

今回の臨時議会は、専決処分の承認について、職員の給与、特殊勤務手当に関する条例の一部を改正、高規格救急自動車購入に伴う契約締結及び一般会計補正予算（第1号）についてであります。

専決処分については、令和元年度の高規格救急自動車購入に伴う入札残の減額と年度内中の支払いによるものが主であります。時期的にも議会招集することができず、専決処分と致しました。議員の皆さまのご了承をお願い致します。

議案第5号については、沖縄県人事委員会勧告に基づき、給与に関する条例の一部を改正、議案第6号については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき新型コロナウイルス感染者若しくは感染の疑いがある患者搬送収容に伴い、感染のリスクを鑑み特殊勤務手当の支給、条例の一部を改正する必要がある為となっております。

議案第7号、8号については、高規格救急自動車及び医療資機材購入に伴う契約締結についてであります。

議案第9号、一般会計補正予算については、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時負担金として、患者移送用資器材、救急車内及び救急資機材除菌用オゾンガス発生装置、空間除菌脱臭機及び関連消耗品、また、女性職員採用に伴う本庁舎の女性専用フロア改修工事に係る補正が主となっております。

以上、今臨時議会の開催にあたり、日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和2年7月16日、島尻消防組合管理者 瑞慶覧長敏。よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

日程第四、承認第1号「専決処分（令和元年度島尻消防組合一般会計補正予算、第4号）の承認を求めることについて）」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議員の皆さん、おはようございます。それでは承認第1号をご説明致します。

承認第1号・専決処分の承認を求めることについて、首題のことについて地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告致し、承認を求めます。

専決理由、令和元年度高規格救急車購入に伴う地方債償還の年度内中途支払いが発生したが、議会招集する時間的余裕がなかったためでございます。

次のページをお開き願います。専決第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）を次のとおり専決処分する。

令和2年3月17日に専決処分を行っております。

それでは補正予算1ページをお開き願います。令和元年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額増減なし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,969万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明したいと思います。

歳入の補正額、増減はございませんので、歳出の説明をさせていただきます。6ページをお願い致します。

2款1項3目財政管理費、補正額204万6,000円の増、補正による剰余金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額150万8,000円の減、内容につきましては、12月賞与、0.05月分を錯誤により加算したため、補正減額が生じたためでございます。

3目消防施設費、補正額264万4,000円の減、高規格救急車購入に伴う入札減でございます。

8ページをお願い致します。5款1項1目元金、補正額200万円の増、令和元年度高規格救急車購入に伴う地方債償還の年度内中途支払いが発生したためでございます。

2目利子、補正額10万6,000円の増でございます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い致します。以上です。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。承認第1号「専決処分（令和元年度島尻消防組合一般会計補正予算、第4号）の承認を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から説明理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第5号・島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和50年10月21日条例第1

号)を別紙のとおり改正する。

提案理由、沖縄県人事委員会勧告に基づき、島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。別紙、新旧対照表をご参照の上、ご審議をお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第6号「島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第6号「島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和51年2月10日条例第2号）の一部を次のとおり改正する。

提案理由、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき新型コロナウイルス感染者若しくは感染の疑いがある患者搬送収容に伴い、感染のリスク等を鑑み特殊勤務手当支給の為、条例の一部改正する必要がある。

それでは新旧対照表をお開き願います。第2条に次の第6号を加える。第6号防疫等作業手当。第8条を新たに加える。

（防疫等作業手当）第8条 職員が、新型コロナウイルス感染症の搬送に従事した場合は一当務につき3,000円（新型コロナウイルス感染患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し又は業務に従事した場合は一当務につき4,000円）を支給する。

附則と致しまして、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。審議をよろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

質疑のある方どうぞ。

4番（仲間光枝）

よろしく申し上げます。全員協議会の中でも確認をしたり、意見を述べさせていただきましたけれども、本会議場でも記録を残すことで、全協の中で出ました保健所へのやり取りの後押しになるかと思って発言を致しますけれども、皆さん既に沖縄県、第2波来ていますよね、ゼロが続いていて、ちょっと油断していたところへ、いま米軍基地関係内で出ています。

皆さん、第一線でリスクと闘う職種として、本当に大変だと思いますので、この特殊勤務手当も当然だろうという思いもあります。

例えば、感染の疑いのある人を搬送した場合に、保健所にはその方々のPCR検査の結果を搬送した消防には逐一報告をするようにという仕組みづくりをぜひ作っていただきたいというふうに思います。

あと仮に感染した場合には公務災害扱いになるということで先程お聞きしましたが、そういうことが発生した場合、事前にわかっているその本人をしっかりと隔離できればいいんでしょうけれども、その方に家族があった場合に、家族と接触して家族にうつさないとも限らないわけですよ。そうなった場合にその職員だけの公務災害だけの手当で果たして足りるんだろうかということの思いも先程全協終わってからちょっとあがってききましたが、例えば職員は公務災害があつて、しっかりと補償というか、手当は受けられるけれども、その職員からうつされた家族にも例えば奥さんだったら仕事をもっていて、それで休まないといけないので収入が減ったとかということのいろんなことが考えられますけれども、いま想定されているいろいろ議論とかあがってきているのでしょうか。難しい質問なので、そういうことが想定されて、いろいろ対策に向かって何か話しているよという程度のことでいいですので、もしあればお願いします。

総務課長（當銘直之）

ただいまの仲間議員の質問に答えさせていただきます。先程、全協の方でも職員が業務中にコロナウイルスに感染したということであれば、公務災害を適用するということなんですが、家族に關しましては正直まだそこまで検討入っておりません。

実際、国の方でも家族休業補償等々ありますので、そこの方の活用を説明していきたいと思っております。以上です。

4番（仲間光枝）

やはりいろいろ想定されることは多々あると思うので、こういう場合はどうするとかというもののある程度の協議が必要で、それに対して例えば家族が感染した場合には、情報としてこういう制度がありますので、ぜひ使って下さいぐらいのことを職員に周知するということを管理者の皆さんはしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

なぜかと言うと、やはり情報不足で、もらえる助成金、補助金、支援金というのをもらえない方も多々身近にも実際いるんですね、しっかりとそこら辺はカバーできるようにやっていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

総務課長（當銘直之）

いま仲間議員からありましたように、そこら辺はサポートできるように総務課の方からいろいろ情報発信をしていきたいと思っております。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑ある方。

2番（宮平憲二）

同じ関連なんですけど、先程、管理者の方からありましたけれども、コロナ関連で7件搬送して、1件の患者がいたという報告がありましたけれども、この報告というのは月1回でしょうか、報告の頻度です。

署長兼警防課長（城間功）

ただいまご質問ありました宮平議員の質問ですけれども、随時報告という形でしょうか。

2番（宮平憲二）

どういう報告しているかです。

署長兼警防課長（城間功）

こちらから搬送した場合に搬送した病院からの報告を受けています。

2番（宮平憲二）

要するに、現場の皆さんはそういう実績わかるわけですよ。だけど八重瀬、南城市に対しての報告というのはどのように行っているんでしょうかということです。

署長兼警防課長（城間功）

この災害報告の中で市町の方には報告、速報ということで送っております。以上です。

2番（宮平憲二）

有難うございます。この特殊勤務手当、これは当たり前のことだと思いますけれども、ただそれに伴って自身も感染しないとか、感染された患者、あるいは疑いのある搬送者がいるわけですが、その後の対応が報告待ちという話をしていましたけど、これは時間との闘いなんです。コロナは非常に感染力が強くて、待っている間にうつっているかもしれない。だから、そういう対応が待つのではなくて、問い合わせで早く結果を得て、これを各市町に報告して、また、そこで発生してないとか、追跡調査まで必要だと思うんです。その辺の対応をしっかりやってほしいということを申し上げたいんですけど、一言お願いします。

署長兼警防課長（城間功）

もし、コロナの疑いで搬送の要請がある場合、それに関しては病院側とも早急に対応しながら、こちらの方も感染予防に移っていきたくて思っておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

2番（宮平憲二）

ぜひ、市民の安心安全、これを守っていただきたいと思いますので、迅速な対応と適切な判断で情報の共有化をぜひやっていただきたいことをお願いして終わります。

消防長（屋比久 学）

宮平議員がおっしゃるとおり、私たちも万全に行っていきます。構成市町との連携、また保健所との連携、病院との連携、これをしっかりやってまいります。私たち救急隊としては、まず感染しないように体制をしっかり整えていくというところで、家族を守っていく、住民にも迷惑をかけないでやっていくということはもちろんのことです。ご理解をよろしくお願い致します。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第6号「島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第7号「高規格救急車購入契約締結について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第7号・高規格救急車購入契約締結について。上記に関し、下記の者と高規格救急車購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、令和2年度知念高射教育訓練場等周辺消防施設事業 高規格救急車購入。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約の金額、金2,475万円（消費税10%込）。
4. 契約の相手方、住所、沖縄県浦添市勢理客4丁目18番1号。商号、沖縄トヨタ自動車株式会社。氏名、代表取締役 野原朝昌。

提案理由、高規格救急車購入契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を得る必要がある。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第7号「高規格救急車購入契約締結について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第8号・医療資機材購入契約締結について議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第8号・医療資機材購入契約締結について。上記に関し、下記の者と医療資機材購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、令和2年度知念高射教育訓練場等周辺消防施設事業 医療資機材購入。
2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約の金額、1,743万5,000円（消費税10%込）。

4. 契約の相手方、住所、沖縄県沖縄市比屋根7丁目30番41号。商号、有限会社エコテック。氏名、代表取締役、福崎誠。

提案理由、医療資機材購入による契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を得る必要がある。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第8号「医療資機材購入契約締結について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第9号「令和2年度島尻消防組一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

それでは、議案第9号「令和2年度島尻消防組一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」、ご説明申し上げます。

それでは、1ページをお開き願います。令和2年度島尻消防組の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ932万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,397万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明したいと思います。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

4ページをお願い致します。第2表地方債補正の限度額、高規格救急自動車（防衛省補助）（一般補助施設整備事業債）1,800万円を1,630万円に、具志頭庁舎土地購入費（一般事業債）2,250万円を1,900万円に補正減するものでございます。

歳入から説明したいと思います。7ページをお願い致します。1款1項2目市町特別負担金、補正額1,049万5,000円の増、これは新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時補助金に伴う構成市町臨時負担金でございます。

8ページをお願い致します。6款1項1目基金繰入金、補正額403万4,000円の増、主な内容と致しまして、今年度女性職員採用に伴う本庁舎女性専用フロア改築工事及び具志頭庁舎用地

取得に伴う立ち木等の物件補償費を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

9ページをお願い致します。9款1項1目消防債、補正額520万円の減、高規格救急自動車入札減及び具志頭庁舎土地購入費減による起債の減でございます。

次に歳出にいきたいと思います。10ページをお願い致します。1款1項1目議会費、補正額64万円の減、消防広域化先進地域議員研修県外旅費を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度の実施は困難なことから次年度以降に見送ったための減でございます。

11ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額1,139万円の増、主な増額の理由と致しまして、10節需用費、新型コロナウイルス感染症対策救急関係消耗品及び新職員を1名追加採用したことによる貸与品の増、17節備品購入費、新型コロナウイルス感染症対策と致しまして、患者移送用アイソレーター3台、オゾンガス発生装置3台及び次亜塩素酸空間除菌脱臭機5台の予算計上によるものでございます。

12ページをお願い致します。3目消防施設費、補正額312万4,000円の増、17節備品購入費の高規格救急自動車入札減はあるものの、増額の理由と致しまして14節工事請負費、女性職員採用に伴う本庁舎女性専用フロア改築工事及び具志頭庁舎用地取得に伴う立ち木等の物件補償費による増でございます。

13ページをお願い致します。6款1項1目土地取得費、補正額454万5,000円の減、具志頭庁舎土地購入費の減によるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

質疑のある方、どうぞ。

3番（米増雄二）

2点、先程全協で17節備品購入費の次亜塩素酸空間除菌脱臭機ということであったんですけど、国の方から次亜塩素酸は効かないということがあったので、機械が変わりましたよというご説明があったんですけども、そこは訂正をした方がいいのかなというところと、あと1点はコロナ関連なんですけど、職員の定期的なPCR検査とか、そういうのは行っているんでしょうか。

総務課長（當銘直之）

ただいまの米増議員の質問に答えたいと思います。1つ目の次亜塩素酸空間除菌脱臭機、今後コロナ対応にしっかり役立てていきたいと思っております。

職員のPCR検査につきましては、いま現在のところ考えておりませんが、もし職員内で感染者が出た場合、その警備、第1警備、第2警備、第3警備とあるんですけど、第1警備でもし罹った場合は、第1警備の職員はPCR検査を受けて早急な対応もしていきたいと考えております。以上です。

3番（米増雄二）

わかりました。いまのところは考えてないということですけど、ということはしっかり皆さんマスクをしているという前提でのお話だと思いますので、しっかり対応すればいいかなと思いますの

で、マスクをすとか、手洗いをすとかということ徹底して、最悪な状態にならないように、また皆さんも管理をお願いして質問を終わりです。有難うございます。

議長（本村 繁）

他に質疑。

1 番（新里 嘉）

1 点だけ確認をお願いしたいと思います。全協の方でも丁寧な説明をいただいたんですけども、今回、具志頭庁舎の土地購入費が4名の方と無事契約が終わったということで説明がありましたけれども、ただ、その中で気になったのがその部分が農地であるということでしたけれども、この用途変更は庁舎建設にあたっては必要なことと思うんですけど、その辺は並行して手続きは行っているのかどうか、この1点だけお願い致します。

次長（比嘉典夫）

ただいまの新里議員にお答え致します。農地転用許可不要届は、八重瀬町とも調整をして用途変更を出して転用しています。以上です。

1 番（新里 嘉）

関連して、予定では令和4年12月に開始予定ということで以前聞いておりますが、それに変わりはないということでしょうか。

次長兼署長（比嘉典夫）

現在のタイムスケジュールでは、令和4年12月までには完成予定を行っております。以上です。

4 番（仲間光枝）

いま新里議員の方から質問があった件なんですけど、老朽化した具志頭出張所の土地も手に入れて、これから建物の方を発注していくと思いますけれども、ちょうど7月10日の沖縄建設新聞にこの記事が載っていたんです。皆さん知らないと思うので、あとで差し上げます。

その記事によりますと、22年12月頃の完成を見込み、23年1月以降の運用を目指すというふうにあるんですけども、約2年半、要するに運用するまでであるんですけど、いま老朽化している具志頭出張所、あと2年半、修繕も入れないでそのまま新しい庁舎ができるまで大丈夫という理解で大丈夫ですか。

2年半というのはちょっと長いと思うんですよ。その間にある程度補修入れないとやばいよねというような部分があるのかないのか、そこら辺お願いします。

総務課長（當銘直之）

現在、土地取得までは終わりました、今後この建物に関してどのような財産、プロポーザルによるリース契約にするのか、一般起債による建物、建築にかかるのかというのは、現在、構成市町の財政課の方と確認しております、もしリース方式になればすぐ着工にかかれるんですけど、一般起債でやりますと、まだ予算計上しておりませんので、令和3年度以降、起債の部分も計上して、それから入札等が始まっていきますので、早くても3年度以降からの着工開始になるかと思っております。

修繕なんですけど、現在も少々の修繕等があるんですが、最小限の予算で修繕を行っていただいて、具志頭出張所の職員にはだいぶ迷惑をかけている状態ではありますが、なるべく早急に新庁舎建設に向けてやっていきたいと思います。以上です。

4番（仲間光枝）

いまの課長のご説明だと、新聞に載っている工期よりさらに少しは延びる可能性もありますよということですか。

総務課長（當銘直之）

延びるのではなくて、一般起債でいけば令和4年度の12月、リース方式になれば若干早まるのかなという部分はあるかと思います。以上です。

4番（仲間光枝）

いろいろ手法によって時期が違ってくるといふふうに理解します。ただ、いま申し上げたように、2年、3年とあるので、その間に老朽化している具志頭出張所、大丈夫なのかという思いでいま質問していますので、ぜひ職員、日々そこで仕事をしていますので、危険がないようにそれは対応してほしいなというふうに思います。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑ある方。

2番（宮平憲二）

ちょっと私がさっき勘違いしていたのかわかりませんが、11ページのオゾンガス発生装置、次亜塩素酸空間除菌脱臭機、2種類あって、オゾンが3台、次亜塩素酸が5台ありますけれども、これはさっき私は一緒みたいな感じを受けたんですけど、別々の機械で使い分けと言うんですか、それを教えて下さい。

総務課長（當銘直之）

ただいまの宮平議員の質問にお答えします。オゾンガス発生装置というものは、本署、各出張所の1台ずつ配置で3台です。

続きまして、次亜塩素酸空間除菌脱臭機につきましては、特に寝室の方の配置を考えておりまして、本署に4部屋寝室がありますので4台、具志頭出張所に寝室が1部屋ありますので1台、佐敷出張所につきましては、あちらは全部個室になっておりますので、今回、配置は考えておりませんので、そのような割り振りになっております。以上です。

2番（宮平憲二）

寝室というと寝るところですか。これは消毒するタイミングとといいますか、これは人がいないときに次亜塩素酸脱臭機ですか、これは気化する状態にするんですか。

総務課長（當銘直之）

ただいまの質問にお答えします。普段は寝ている時間ではなくて、空いている時間、その部屋にこの機械を設置して、日中で除菌して夜の仮眠に備えるという形でやっております。以上です。

議長（本村 繁）

第9号については、全員が質問致しましたので、これで質疑を終結したいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第9号「令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

本臨時議会において議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回島尻消防組合7月臨時議会を閉会します。